

新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策事業の実施について

1 オンラインビジネス相談事業

(1) 事業内容

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営悪化が生じている事業者や、新たに創業を目指そうとする事業者等に対して、中小企業診断士によるオンライン（WEB会議システム）を活用した相談を実施する。現在、産業振興センターでも経営・創業相談を実施しているが、オンラインビジネス相談では、平日日中に加えて夜間や土日祝日も相談を行う。

- ・相談受付：メールでの事前予約
- ・相談実施日：土日祝日を含む午前9時から午後10時までのうち、相談を受けられる中小企業診断士を手配できる日時
- ・相談時間：1件あたり50分
- ・相談件数：実施期間内延べ60件を想定
- ・実施形態：事業委託
- ・その他：経営・創業に関する軽微な質問については、メールでの個別回答も行う。

(2) 実施時期等（予定）

令和3年6月～ 区ホームページへの掲載、産業振興センター、
区民活動センター等でのチラシ掲出による周知
令和3年7月～令和4年3月（ただし、60件に達した時点で終了）

2 商店街感染症対策緊急支援事業

(1) 事業内容

現在実施している「商店街チャレンジ戦略支援事業（※）」のメニューのひとつである地域力向上事業（感染症対策事業）において、中野区商店街連合会加盟商店街を対象に補助率を10/10とし、同時に補助限度額を30万円から50万円に引き上げることで、新型コロナウイルス感染症対策における商店街の経済的負担を軽

減し、区内全ての商店街における感染症拡大防止対策の徹底を図る。

また、事業実施に合わせて区で統一デザインのポスターを作成し、そのポスターを補助事業実施済み商店街が自商店街名を記名して掲示することで、「中野区の商店街は安全安心である」ということを対外的にPRする。

※商店街チャレンジ戦略支援事業

商店街を対象とした都区の補助金。都の補助は区を経由する間接補助。イベント、街路灯やアーケードの整備、キャッシュレス対応事業、多言語対応事業、安全パトロール、感染症拡大防止対策、地域特性を生かした街並み整備などのメニューがある。

(2) 補助制度の特例措置の内容

	現行制度	今年度限りの特例措置
補助回数	年度内1事業	年度内1事業
補助率	5/6(区1/3、都1/2)	10/10(区1/2、都1/2)
補助限度額	30万円 ただし、消耗品購入費は10万円を限度とする。	50万円 ただし、消耗品購入費は10万円を限度とする。
対象商店街	区内商店街	区内商店街のうち中野区商店街連合会加盟商店街および商店街連合会 計63 (非加盟商店街は、現行制度で対応)

(3) 補助対象経費

令和3年度内に実施する新型コロナ対策事業に要する経費で、国、都、中野区および業界団体等が定めた感染拡大防止のガイドラインに照らし、特に必要かつ相当と認められる経費とし、以下に例示する。ただし、いずれも来街者配布用は対象外とする。

① 取組の周知に要する経費

(例) チラシ、ポスター、パンフレット、看板、映像、その他の作成委託、および掲示、配布 等

② 物品購入費

(例) サーモカメラ、サーモグラフィ、アクリル板、パーテーション、非接触型体温計、換気用扇風機、足踏み式消毒液スタンド 等

③ 消耗品購入費

(例) 消毒液、マスク、フェイスシールド、使い捨て手袋、洗浄剤 等

(4) スケジュール

令和3年6月	区のホームページおよび区商連事務局を通じた周知
7月13日	交付申請締切
8月2日	交付決定
9月10日	交付申請締切（最終）
10月1日	交付決定（最終）

事業実施期間は、交付決定日から翌年の3月31日まで

3 キャッシュレス決済推進事業

(1) 事業内容

「東京都生活応援事業」の補助金を活用し、新しい日常における生活応援を図るとともに、キャッシュレス決済によるポイント還元事業を行うことで、区内商業のデジタル化の推進、地域経済の活性化を図る。

(都補助率)

事業経費 3/4	補助限度額 350,846千円（中野区への設定額）
事務経費 10/10	補助限度額 2,000千円（一律）

(2) 事業概要（予定）

還元率	30%（都が規定する還元率の上限）
還元総額	4億7千万円（想定ポイント還元総額）
1人あたりのポイント付与上限	2千円/1決済、期間内総額1万円
対象店舗	区内中小店舗のうち区指定のキャッシュレス決済を行う店舗
還元対象者	区内の対象店舗で区指定のキャッシュレス決済により代金の支払いを行った者
還元対象期間	令和3年9月以降の1か月間程度を想定するが、委託事業者決定後、需要予想等をもとに調整する。
還元方法	期間中、対象店舗で指定のキャッシュレス決済を行った後にポイント還元分を付与する。

(3) 利用者支援(デジタルデバイド対応)

ポイント還元方式の決済には、QRコードを表示したり、読み取るためのスマートフォン等

を用いる必要があるため、その操作等に不慣れな人向けの支援を行う。

- ① 密にならない対策を講じた上で、高齢者等への説明会を開催する。
- ② 操作方法の映像を区施設、商店街等で随時放映する。
- ③ 相談窓口、コールセンターの設置（受託事業者の既存制度の活用を想定）
- ④ 区の関係所管と連携したデジタルデバインド対応の実施

(4) スケジュール（予定）

- | | |
|--------|---------------------------|
| 令和3年7月 | 事業者契約 |
| 8月 | 区報掲載、事業周知、加盟店募集等（利用者支援含む） |
| 9月 | ポイント還元期間 |